

公立高等学校普通科における通学区域制の見直しについて

「通学区域制に関する有識者会議」から平成31年3月に提出された報告書を踏まえ、公立高等学校普通科における通学区域制について、次のとおり見直しを行った。

1 県内全域を通学区域とする学校の設定

令和3年度入学者選抜（現在の中学2年生が対象）から、城東高等学校を、県内全域を通学区域とする学校（全県一区校）とする。

城東高等学校を全県一区校とする主な理由は次のとおり。

- (1) 同校を全県一区校とすることにより、第3学区（徳島市内）の他の全ての普通科においても、学区内外の合格最低点の差が縮小する効果が期待できる。
- (2) 同校には、県内各方面の中学校から特定の地域に偏らず進学している実績がある。

2 学区外からの合格者数の上限を定める流入率の変更

令和2年度入学者選抜（現在の中学3年生が対象）から、学区外からの合格者数の上限を定める流入率を、次のとおり変更する。

- (1) 第3学区（徳島市内）において、
 - ・ 令和3年度入学者選抜から全県一区校となる城東高等学校について、従来、募集定員の8%以内であった流入率を12%以内に緩和し、
 - ・ 城南、城北及び徳島北高等学校について、募集定員の8%以内であった流入率を10%以内に緩和する一方、
 - ・ 徳島市立高等学校については、所管する徳島市教育委員会の意向を踏まえ、募集定員の8%以内の流入率を維持。
- (2) 第1学区（県南部）において、学区内総募集定員の10%以内であった流入率を15%以内に緩和。
- (3) 第2学区（県北部～県西部）において、学区内総募集定員の8%以内であった流入率を10%以内に緩和。